

揖保川流域委員会
第1回情報交流分科会

議事録（詳録）

と き・平成14年12月24日（火）

9:30～12:00

ところ・姫路市自治福社会館

< 目 次 >

1 . 開 会 p 1
2 . 分科会の運営方法 p 1
3 . 住民意見の反映と広報 p 7
4 . 委員間の情報共有について p 22
5 . 治水・利水・自然環境の課題に関する情報共有 p 24
6 . その他 p 36
7 . 閉 会 p 39

1 . 開 会

庶務 それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回(仮称)情報発信・啓発分科会を開催させていただきます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。封筒に議事次第、座席表、本日出席委員の名簿、それから、本日の会議資料が1冊、第5回揖保川流域委員会議事録の概要版が1冊入っています。また、傍聴者の皆様には青色の紙が入っています。そして、揖保川流域委員会ニュースレターNo. 5が1冊入っています。

前回の第5回委員会の審議結果を受け、3つの分科会が発足することになりました。本日の情報発信・啓発分科会の、構成メンバーの方、まとめ役の方につきましては前回委員会で一応決められたわけですが、その後、庶務の方で、ご欠席の委員の方もいらっしゃいましたので、再度ご確認しましたところ、若干の分科会間のメンバー異動のご希望がございました。そういうこともありまして、本日、あらためてまとめ役につきましては選出をしていただきたいと思いますと考えております。

本日の審議内容ですが、第5回委員会の中で住民意見の反映と広報につきましては、この情報発信・啓発分科会の方で審議をしていただくことが決まりましたので、それを中心にご審議いただきたいと思います。そのあと、委員間の情報共有について、それから休憩をはさみまして、河川管理者の方より治水・利水・自然環境の改善に関する情報共有ということで、スクリーンを用いてご説明がございました。その後、今後の分科会についてご審議いただきたいと思います。終了時刻は12時を予定しております。

2 . 分科会の運営方法

庶務 それでははじめに、本分科会のまとめ役の選出をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

藤田委員 では、委員会の委員長をしておりますので、皮切りということで発言します。私はある委員の名前を挙げて「お願いします」と言ったのですが、「いや、ここで決めてほしい」と言われました。どなたかご発言ございますでしょうか。

和崎委員 神戸新聞の中元さんにおかれましては、この播磨など地域の現状や文化もよくご存じですし、マスコミ関係としても情報発信・啓発というところに以前からかかわっておられますので、ぜひとも中元さんをお願いできればと思います。

中元委員 こういう会合は指名されれば即決まりということらしいのですが

(笑)、私はいろいろご協力はしたいと思っておりますが、仕事柄時々、急に欠席ということがあります。そういうときが少し困るかなと思ったりして、困っています。

和崎委員 急きょということは、代行を決めておいて審議を進めるというようなかたちで対応ができないものかと思えます。

中元委員 私は藤田先生が一番いいかと思っていたのですが、委員長でもあられますし。

藤田委員 僕がすると、すぐに右か左かで、もういきましょうかとやってしまうから申し訳ないと思います。

中元委員 それはそれでいいのではないのでしょうか。私は藤田先生が適任ではないかと思っているのですが。

藤田委員 こういう2人の候補が出たのですが、いかがでしょうか。

進藤委員 私はどちらでも結構です。

藤田委員 吉田委員、いかがですか。何しろ5人しかいませんから。

吉田委員 どちらでも結構です。

藤田委員 個人的な意見としては、中元さんをお願いして、私はここでは自由に発言したいというのが希望です。しかし、先程おっしゃったように急にお仕事が入ったりするということです。実は5人しかおりませんので、2人欠席すると成立するのですか。

庶務 規定は特に決めておりません。

藤田委員 委員会のルールを適用するならば、3分の2以上ですね。2人欠席すると成立しませんね。

庶務 はい。

藤田委員 中元委員に、私もまげてお願いしたい気はしているのですが。もし何らかのかたちで、代行とかではなく、分科会長が何らかの理由で急に1日か2日前に仕事が入りましたということであれば、場合によっては延期するということも含めて、中元委員をお願いするというのがいいような気がしますが、いかがですか。

進藤委員 委員長のおっしゃったとおりです。本当にこじんまりした分科会なのでみんなで助け合うことも当然できるだろうし、ぜひ私も中元委員を推薦したいと思います。
(一同賛成)

藤田委員 決まりました。

庶務 ありがとうございます。それでは、まとめ役を中元委員をお願いすることにな

りました。中元委員、申し訳ありませんが、議長席が用意してありますので、そちらにお移りいただきまして、今後の審議の進行をお願いしたいと思います。本日はどの方がまとめ役になれるかわかりませんでしたので、机の上に進行表を作成して置いておりますので、ご参考にしていただきながら進行をお願いしたいと思います。それから、はじめの部分ですが、まずは分科会の名称の確認をお願いしたいと思います。引き続き、資料1の2、3、4ページについて、これを参考にしながら本分科会の検討の範囲についてお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

中元委員 中元でございます。突然、指名を受けましてとまどっています。原稿はいくらでも書くのですが、こういう会議は私は苦手です。進行というより雑談会のようなになってしまいます。そういうことにならないように極力努力をしていきたいと思っています。

この分科会は揖保川をどのようにこれから整備活用していくのかということを経験した人たちにどんなふう知ってもらおうのか、あるいはこの地域の人たちがどういう思いを揖保川に持っておられるのか、改修その他についてどんなお考えを持っておられるのかというようなことを吸い上げながら、新しい計画に反映していくことではないかと思っています。そういうことで、先程も話にありましたように、どういった意見の吸い上げをしていくのかということから始める分科会かなと理解しております。こじんまりとした分科会ですので、フレンドリーに、雑談のようになってもいいという雰囲気の中で進めていけたらいいなと思っています。不慣れですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、この分科会の名前を確認していくことから始めたいと思います。一応、仮称として情報発信・啓発分科会となっておりますが、いかがでしょうか。これよりほかにいいというものがあれば出していただき、検討したいと思います。

情報発信ということになると、分科会の情報を発信していくような感じになるかと思いますが、地域住民の人たちのご意見も吸収していくという側面もありますので、単に発信だけでいいのかなと思います。情報発信といういろいろな意味もありますので、いいかなとも思うのですが、受け取った感じとしてどうかなというところが少し引っかかるかなと思います。

和崎委員 私も実は、発信だけですと何か地域住民の方に聴きっぱなしと受け止められかねないなと思います。また、ごろが悪いと思います。上の地域社会分科会というのはずっと入ってくるのに、これはちょっと詰まる感じがします。そこで1つ提案ですが、「情報・啓発」というかたちで、発信をあえて抜いてはどうでしょうか。

進藤委員 この前の第5回委員会でも出たと思いますが、私は啓発が引っかかるのです。啓発というところからどーんと情報を流すということで、発信と重なっているような感じがします。先程分科会長がおっしゃったように、やはり吸収するということをメインに置いて名称を決定したらいいのではないかと思います。

中元委員 お二方から情報を吸収するというイメージが出た方がいいのではないかとのお話でしたが、皆さん方のご意見を伺いましょうか。

藤田委員 私も引っかかっている、ここの分科会に投げたものですから、ある意味で同意見ですが、問題は、では何がいいという適切な言葉が出てこないことです。それから、啓発という言葉も決してそんなに悪い言葉ではないのですが、今、使われている啓発はどちらかというと、先程、進藤委員がおっしゃったような意味に取られてしまいます。本来、啓発というのはもっと内部の問題として、自分からということもたぶん入ってくると思うのです。そういう意味では啓発を取って、あるいは単に情報を集めるの方の「集める」を抜いて、「情報」とか、あるいはこの場合、「広報」というのも非常に大事な役割ですから、伝えるという意味では「広報」もありうるかなという気はしていました。ただ、問題は「情報」と「広報」ということを並べたときに、同じ言葉を並べているのではないかとイメージがあります。そういう意味で名前は非常に難しいと思っています。すみません。いい案ではありません。

中元委員 確かになかなかいい言葉が出てこないですね。吉田さんいかがですか。

吉田委員 情報発信でもいいのではないかと思います。

中元委員 あまり深く考えなければ、「情報発信分科会」というのは、何か情報を伝えたり流したりするのだなあという雰囲気は出るわけです。言葉にこだわれば「発信」だけではなく「受信」もするわけで、「情報受信分科会」となります。これも言葉としては正しいのですが、何か妙な感じがしますね。

吉田委員 あまりそうこだわることもないと思います。揖保川の情報を流してくれるということで、一般の人は十分理解されると思います。

中元委員 情報を流したり受けたりするのは、例えば情報発信とか、あるいは情報交流とかという言葉があります。それも、「情報発信」「情報交流分科会」というのも妙ですし、言葉としてなじむかどうか。これは地域の人たちの意見をいろいろなかたちで吸い上げるというのはおかしいですが、反映していくということも半分くらいはあるわけですね。

庶務 3つの分科会の中でそれぞれどういったことをご審議いただくかということ

も、これに引き続きいてご検討をお願いしたいと思います。

中元委員 分科会というか、流域委員会の立場から、例えば今、庶務の方から話がありましたように、委員会の情報を地域に流していくというのが主たるものであるということです。しかし、我々の立場からすると、それだけでは一方通行になるので、雰囲気としては地域の声も聴きたいということです。

先程、藤田先生は広報という話でしたね。「広報」というのは非常にあいまいな言葉で、広報委員会、会社の広報部とかいいますね。役所の広報課というのは、もちろん役所の政策だけを流すのではなく、いろいろな話を聴きます。広聴広報課なんていったりしますが、この部会の名前は外にたくさん出ていくわけですか。

庶務 今後の印刷物、ホームページ等ですべて使われる名前です。

中元委員 どのように決めたらいいでしょうか。

藤田委員 分科会長にお任せします。今の「情報交流」というのは、何となく最大公約数的な気がしないでもないですね。「情報交流分科会」など、使っていれば定着するでしょう。そんな感じがしますが。

中元委員 「情報交流分科会」。人の交流もありますし、川の場合は上流・下流の交流とかというものもあるし、情報というのは本当の情報だけではなく、人やものの交流も含めたあり方もありますね。では「情報交流分科会」。

進藤委員 中身が大切だと思います。名称はそれでいいのではないのでしょうか。

中元委員 では名前は「情報発信・啓発分科会」はまちがいでないし、非常に正確な言葉ですが、外に出る場合のイメージとして少しどうかというお話がありましたので、「情報交流分科会」と決めたいと思います。

続いて、分科会の検討範囲です。何を検討していくのかということですが、これは事務局の説明が必要ですか。

庶務 それではご説明をさせていただきます。資料1の、1ページですが、参考として2ページ、3ページ、4ページをご覧ください。ここにございますのは、第4回委員会後に揖保川と流域に対する思い、問題点、課題等につきまして、各委員の方々よりお寄せいただいた問題点、課題等につきまして、前回の第5回委員会の資料としましては、すべてキーワードを列挙させていただきました。それを再度整理させていただき、各分科会の中での議論のために、より仕分けしやすいようにということで作成しました。実はこれは先週行われました治水・利水・自然環境分科会でもお示しして、主に2ページの部分が治水・利水・自

然環境分科会で取り上げる内容であるということで、ご審議いただいています。ですから、3ページの部分が地域社会および情報発信の啓発に関するキーワードとなっております。

4ページは、これも先週、第1回の治水・利水・自然環境分科会の中で、このあともご説明ございますが、河川管理者の方による揖保川の課題として挙げられた項目を2ページと同じようなフレームの中にプロットしたものです。本分科会の検討の範囲をこれを参考にしながらご審議いただければと思って付けております。

中元委員 ここにこれまでのキーワードから、それぞれの分科会が取り組むテーマになるべきものが列挙されているということです。我々の情報交流分科会は、読み上げると、ソフト面の安全対策、学べる川づくり、川と生活、次世代への継承、それと同時に、情報共有・住民参加・住民意向の把握、参加の仕組みづくり、川への関心をどう高めるか、関係者間のネットワークづくりをいかにするかということです。他の分科会とも一部ダブリますが、検討していく作業に入ると思います。

これまでの討議その他から、このようなキーワード、テーマが出てきたわけですが、これについてまず決めていきたいとします。このほかにも、こういう話を入れた方がいいのではないかということがあれば、それも含めてそれぞれご意見をお伺いしたいとします。いかがでしょうか。

藤田委員 これは流域委員会の中で、結果としてこの分科会に先送りしてしまったというかたちですが、基本的に揖保川流域委員会の目的の1つが、住民意見をどう反映していくかということです。それに対して、例えば学べる川づくりとか川と生活とか、次世代への継承とか、自然環境の問題とかをどう伝えていくかということです。その中で、例えばワークショップとかシンポジウムという具体的なものが出てきたわけですが、それを我々としても計画する必要があるのではないかと提案したいとします。

中元委員 わかりました。その具体的な方法については、次のセクションでいろいろ検討していきたいとします。今のご意見の中で、シンポジウムなりワークショップなり、あるいはフォーラムなりを開催する中で、今ここに挙がっている具体的なテーマについてどのようにして進めていくのか、あるいは考えていくのか。こういうことを詰めていくべきだろうというお話です。手順の問題ですね。

どうでしょうか。ほかにこういうものを入れたらいいという話があれば言っていただきたいとします。それは具体的にフォーラムやシンポジウムを開催するときにさらにまた詰めるという作業があると思いますので、その中でも新しいキーワードが出てくれば追加するこ

とが自由にできます。特にここの部分で今決めてしまわなければいけないという性格のものでもありませんし、大体これくらいで収めておいて、あとは具体的なやり方について話を進めた方がいいのではないかと思います、どうですか。

3 . 住民意見の反映と広報

1) 住民意見の反映時期

中元委員 それでは本日の3つ目のテーマとして、住民意見の反映と広報に入っていきたいと思います。資料は6から7です。これは庶務からの説明は特にありますか。

庶務 この5ページ以降の資料ですが、第4回委員会、および第5回委員会の資料として入れていたものをそのままここに載せています。ご審議いただく順番に項目を並べてありますので、補足が必要でございましたらご説明差し上げたいと思います。

中元委員 それでは、ここに書いてあることを見ながら話を進めていきたいと思っています。まず、審議事項の1つ、住民意見の反映時期です。いつごろこれをやるのかということです。ここに書いてありますように、2つありまして、河川整備計画を作成したあとにするのか、あるいは計画原案作成の前と作成のあと、2回やるのかということです。回数を何回も重ねるのは非常に丁寧なやり方で、理にはかなっていると思いますが、一方では時間的な制約もあります。そう何度もできません。これはどちらがいいかという話になってしまい、それぞれに理屈を付けたりしないといけない部分もありますが、そのあたりいかがですか。2回するのか1回するのか、前にするのかあとにするのか。

いつやってもいいではないかということですが、それぞれ一長一短ありますね。作成前にするというのは、何も情報が出ないときに住民の意見をお聴きすることになります。すると一般的な話が入ってきます。これはこれでまた意味があると思いますが、もちろんそれに基づいて原案を作っていくという筋道も1つあります。原案作成のあとでやるということですが、あとでやるとなると、出てきた原案に対する意見ということで、より具体的な意見が聴けるわけです。そういうメリットはありますが、地域がまず何を望んでいるのかを直接反映させるためには少し消極的かなとも思います。しかし、やり方としてはそちらの方が論点は整理しやすいという利点があります。どうでしょう。

藤田委員 これも整備計画の原案がいつ出てくるのかという时期的な問題がたぶん入ってくると思います。例えば、もう1つ考える必要があるのは、何らかのかたちで我々自身が住民意見を反映するための方法論を持ってやっていこうとしたときに、準備にどれく

らいかかるのかということが、相当大きな制約条件になってくると思うのです。そうなるべくと、場合によっては物理的に作成後にならざるをえないということは十分考えられると思います。特に、中元委員もおっしゃるように、我々はほかの仕事も持っていておりますので、どうしても開催する回数制限も出てきます。そうなると、何らかのかたちで具体化しようとするべくと、4か月か5か月ぐらいはかけていく必要があるような気がします。

中元委員 大体いつごろ原案を作成して、どうするというような大まかなスケジュールがわかれば、その中で、フォーラムなり何なりを考えていきたいのですが。

進藤委員 ちょっと補足をよろしいでしょうか。今回の河川法の改正で、河川整備基本方針の案の作成というのがあるのですが、それはどういう具合にやるのですか。ホームページでもアップしていないようです。由良川水系は出ていますが、あれ以外、見たことはありません。揖保川の河川整備基本方針の案は、今、河川審議会で審議しているとか、状況も併せてお願いしたいと思います。

河川管理者 両方とも同じ内容かと思しますので、一連の話としてお答えさせていただきます。まず河川整備計画につきましては、流域委員会のご意見をいただいて原案を作るということです。これにつきましては、流域委員会が立ち上がったからおおむね1年近くたちます。できれば、来年度中くらいを一つのめどとして原案ができればという希望は持っています。これも審議が尽くされなければ、十分、委員会の意見を反映したものができないのではないかとのご指摘もあるかもしれませんが、一応、目安ということで考えたいと思っています。

その中で、河川整備計画を作るための元となる基本方針ですが、これにつきましては、委員ご指摘のとおり、出たものがございません。また、社会資本整備審議会、河川分科会の中でも特に議論されているというわけではなく、むしろ同時並行といいますが、この分科会および委員会の中でご意見をいただきながら、原案を作る過程で整合性を持って決めていくことがむしろ適当ではないかと考えています。

中元委員 今、河川管理者からそういうお話がありましたが、それを踏まえて何かご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

進藤委員 広報パンフレットに「揖保川流域委員会とは」と書いているのですが、河川法とかそれに伴う法令などがあると思います。平成9年に改正になった以降のものですが、実際に河川整備計画の原案を作成する前に住民意見を反映しなければならないというようなことはどこにも見あたらないのです。ここには、審議事項1には2とおりのAとBと、

作成後、作成前後と書いてありますが、私の意見としたら、原案を作る前とあと両方入れるべきではないかと思います。せっかくですので、揖保川については両方入れれば良いと思いますが、先程のお話ですと時間がないとか、そういうことがありました。しかし、せっかくですので、より広範に流域地域住民の意見を聴いていくという本分からいくのであれば、両方意見を聴くべきではないかと思います。

中元委員 進藤委員から両方やればどうかというご意見です。いかがでしょうか。確かに丁寧ですね。何も無いところで1回やってみると、一般的な思いが伝わってくると思います。それを原案に何らかのかたちで反映していく。そこで出てきたものに対して、もう一度地域の声を聴いてみる。そして原案を最終的にまとめていく。非常に丁寧なやり方で結構かと思います。問題は時間をどうするかです。長期的に計画を進めていくということですので、そういうこともやろうと思えば不可能ではないと思います。ほかの委員はどうでしょうか。

藤田委員 今のご意見はごもっともです。1回ではなく2回、3回、場合によっては形が変わってもということで、できれば何回も回数を重ねるのがよろしいかと思います。もし可能であれば2回、3回とやりたいと私は思っています。

中元委員 意見の表明の場はいろいろなスタイルがあります。シンポジウムをやるのか、フォーラムをやるのか、公聴会をするのか、あとでまた出てくると思いますが、そういうものを組み合わせながら、重層的に意見を聴いて反映させていくことは理にかなった方法ではないかと思います。では、いつ住民意見を反映させるかということについては、原案作成の前と後、少なくとも2回に分けてやっていくということによろしいでしょうか。
(委員賛同) ではそのようにしたいと思います。

2) 住民意見の把握結果の集約と流域委員会との関わり方

中元委員 続きまして、住民意見の把握結果の集約と流域委員会との関わり方についてです。ここにも複雑なチャートが出ていますが、説明をしていただきましょうか。

庶務 はい。資料7ページの ですが、住民意見把握結果の集約と流域委員会の関わりについてです。住民意見の把握結果を集約しまして、河川整備計画に反映させるにあたりまして、流域委員会はどのような位置づけで関わるかということです。

すぐ左側の規約のところ、委員会の目的といたしまして、第2条に、委員会は河川法の規定に基づきまして、途中を飛ばしますが、揖保川河川整備計画案の策定にあたり、河川整

備計画の原案ならびに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とすることがうたっています。ですから、この住民意見把握の実施、結果の集約におきまして、2つの考え方があるかと思っております。

1番目の は、住民意見の把握を実際に行うのはここでいうと河川管理者ですが、河川管理者で行われた調査の意見把握の結果を河川管理者が集約し、河川管理者による整備計画案への反映につきまして、流域委員会は説明を受けて意見を述べるというわけです。つまり、規約の言葉どおりの位置づけだとかこういうかたちになるかと思えます。

2番目の は、行われた住民意見把握の結果を受けて、それをどうするかたちで反映させるかについて、その集約部分の作業を流域委員会の中で行い、提言とかたちでまとめて河川管理者による計画作成に反映していただくということです。また、その計画案について説明を受け、それに対して流域委員会が意見を述べるというかたちです。大きな違いは、住民意見反映の結果の集約部分に流域委員会が入って作業するかどうかということです。

中元委員 先程の意見の集約、フォーラムにするか、シンポジウムをするか、そういうものの意見を我々委員会が受けて、新しく提言をして計画に反映させていくのか、あるいは単に意見を述べて、このあたりがどういう差異があるのかわからない部分もありますが、意見と提言の違いでしょうか。提言の場合は、より具体的なものを具体的なかたちで要請をする。意見については、こういう意見が出ましたよということを踏まえただけで、半ば報告的にやるという、これくらいの違いかなと思います。

いずれにしてもこの委員会は地域住民の意見を集約して、何らかのかたちで原案に反映する考えを提示していく作業をしていかなければならないわけです。2番目の方がよりはっきりした委員会の立場が示せます。上の方はさまざまな意見を伝えて、「どうぞこれに基づいてやってください」というお願いのようなかたちになるわけですか。どちらを選択するのか、難しいですね。どうでしょうか。

藤田委員 たぶん庶務の説明の中で、でも でも同じなのですが、意見把握結果とかたちで、「結果」を書いてしまっているのが何となく引っかかる感じがします。たぶんこのところが住民意見であって、その住民意見を、今、中元委員がおっしゃった2番のところでは、住民意見を流域委員会によって集約する。そしてそれを反映とかたちで河川管理者に投げかける。もちろん、住民意見が直接河川管理者に行くルートもあっていいと思います。

もう1点は、その反映したものを受けて、さらに場合によっては「説明」と書いてありま

すが、この「説明」が例えばもっと適切な言葉があるのかもしれませんが、それが整備計画の修正などにつながるかもしれません。「説明」で結構だと思います。そうすると、再度、流域委員会としてはそれらを受けて、場合によって先程のB（原案提示の前後に住民意見把握を実施）の場合だと、また住民に投げかけるということも当然考えられると思います。そして、またそれをまとめた後、意見を反映する。何となくそのあたりをキャッチボールしなければいけない気がしています。1つの流れだけでいくのは、今の我々の意見の中では前とか後ということを含めて考えると、キャッチボールしないといけない気がしますが、いかがですか。

進藤委員 例えば、今まで河川管理者である国土交通省が集約してきた意見は、アンケートとかいろいろ出てきました。今までアンケートを取った、その意見の扱いはどうなるのですか。

中元委員 アンケートは何度が取っていますね。そのアンケートと、これからの意見集約との関係はどのようになるのかという質問です。

進藤委員 あと、今後、河川管理者が流域住民に直接取られるアンケートの計画があるのなら、それも併せて教えてほしいと思います。

河川管理者 河川管理者では流域の住民等の意見やアンケート等をこれまで河川整備計画のために特に考えて集約したことはないのですが、これまでも我々は河川行政をやる中でいろいろ意見は聴いてきています。ですから、そういうものもこの委員会や分科会の中で参考になるものがあれば、ご提供させていただきたいと思います。また、この河川整備計画についての意見を集約するための住民からのアンケートなり意見の聴取については、委員会の中でご審議いただければと思います。いずれにしましても、情報があるものは、参考になるものはすべて提供させていただきたいと思います。

中元委員 そういうことでよろしいでしょうか。あと、アンケートについては、そのあと手段の討議もあろうかと思います。その中でいろいろ検討もできるのではないかと思います。

和崎委員 今、審議で と 、どちらにしますかというかたちで出てきているので、意見として申し上げますと、この流域委員会の役割がいわば地域住民と、河川行政の架け橋になって、地域住民の方々をより河川に近づけていくことがあるわけです。そのためには、やはり流域委員会の存在は、地域住民のこれまで採り上げてこられなかった意見も反映できるような道筋を作っておいた方がよりよいのではないかと思います。そうすると、だ

と、出来上がったものに関してというか、計画に対しての説明を受け、意見を言うということ。そのベースとして、集約したデータがあるということです。この場合、集約したデータを委員会が咀嚼して、提言をしておいて、かつ、出来上がったものに対してというか、案に対して意見を述べられるということです。そういうことを考えると、の方がより積極的に住民意見を反映できる機会が増えるかたちではないかと思います。私としてはどちらかということになると、の方が委員会の立場上、適切なのではないかと思います。

中元委員 そういうご意見ですが、どうですか。どちらにしてもできるだけたくさんの方の地域の意見をこの原案に反映させていくことが大事だと思います。の方がより積極的に反映できるというご意見ですので、こういうかたちをとろうということです。同時にの方にもいいポイントもあると思いますが、ミックスしたかたちで集約作業をしていくのがいいのではないかと思います。これは具体的にどうするかということになると、今思いつきませんが、もしチャートが必要であれば事務局でまたそういうチャートを作っていただくということではいかがでしょうか。

進藤委員 の場合だと、河川管理者の位置関係とかなかなかわかりにくいので、もしチャートを書かれるのであればそのあたりを変えていただきたいと思います。

中元委員 そういうご意見ですのでよろしくをお願いします。

では委員会の意見の把握についてはこのくらいにして、次の住民意見の反映方法の試行についてというところに移りたいと思います。

3) 住民意見の反映方法

中元委員 いろいろな反映のしかたがあるかと思いますが、揖保川の特性を考慮して、把握方法の効果や把握方法の実施上の課題などを知るために、流域委員会が住民意見の把握を試行するという事になっていくのではないかと思います。流域委員会がどのようにやっていくのかについてご審議願いたいと思います。7ページの最後に、住民意見把握の試行についてa、b、cと出ていますが、これについてご意見を伺いたいと思います。

庶務 庶務で若干補足説明させていただきます。これは住民意見の反映の実施そのものは、本来、河川管理者の方が行う話だと規約上なっています。その前に、流域委員会としての試行をするかしないかということです。実は先行しております淀川の流域委員会で、流域委員会が主催してこういう試行という言葉を使っておられましたので、ここに資料として使わせていただいています。ですから、試行となっていますが、実際は流域委員会がこうい

った住民意見反映についてどのような関わり方をしていくかということです。

中元委員（先ほどの議論から）これはやるわけですね。bは実験的に試行する、cは川づくりの広報も兼ねて試行するということですが、いろいろな意味を踏まえてやっていくということですね。では、そのやり方についてどうするかということに移ります。住民意見の把握の時期としては、先程の話と重複しますね。

庶務 そうです。8ページの方は、6ページでA（原案提示後に住民意見把握を行う）が選択された場合として付けていますので、関係ありません。

中元委員 それで、具体的なやり方についていろいろなパターンが次のページに出ております。どうかたちでやっていくのか、時期、規模、準備の時間的なもの、いろいろな条件の中で考えていくわけですが、どういう方法がいいのか。ここに書いてあります表をあらためて説明していただいてから論議を進めていきましょうか。

庶務 それでは具体的な方策についてご説明させていただきます。9ページに - 2とあります審議事項5です。原案への提言の作成過程におきまして、どのような方策で住民意見の反映を実施するかということです。住民意見の反映の方法といたしまして、直接的な方法と間接的な方法と大きく2つあります。直接的な方法としてはシンポジウムや住民フォーラム、あるいは公聴会という形式の集会を開き、その中で意見を反映していくという方法があります。間接的な方法としては、広告、ポスター、チラシ等による意見募集を行い、庶務の方にファクスなり郵送なりEメールなりでご意見をいただくという方法があります。また、アンケート調査を実施するというのも間接的な方法と考えられます。

それぞれの方法の具体的なイメージは15ページにあります。例えばシンポジウムならば会場を設定して、参加人数300～400人程度のホール、キャパシティに合わせて開催します。プログラムとしては委員会からの報告、基調講演などがあり、パネルディスカッション等を行うというイベント的なかたちになると思います。

住民フォーラムというのは、シンポジウムより若干小規模の50～100人程度で、その分、例えば上中下流と場所ごとに分けて会場を設けることができます。内容は基本的にはシンポジウムなどと同じようなかたちになるかと思っています。規模が小さい分、住民意見の反映の双方向のコミュニケーションがとりやすいかと考えています。

どちらかというシンポジウム、フォーラムはイベント的な要素がありますが、公聴会は委員会からの報告に対して意見交換をしていく、対面的な質問に対する回答という形式の集会です。

間接的な方法は18ページにあります。新聞、広報は淀川流域委員会でも行われていました。アンケートについては、関係住民の方に対して、例えば調査項目としてこのような項目をアンケート様式で郵送（配布、回収）するという事です。

中元委員 今、庶務からご説明がありましたが、こういうやり方など、いろいろなやり方があるわけです。もちろんこれでやろうと1つを選択するわけではなく、いろいろなやり方を組み合わせる方法もあります。原案の前にやる時はこの方法がいい、あるいはあとはこの方法がいいというようなことも考えられるのではないかと思います。

それぞれの形式は一長一短あるわけですが、手間も違いますし、効果も少しずつ微妙な差があります。どういうやり方をするのがいいか。最低2回やるということで合意しているので、まずこれをして、続いてこれをするという話の進め方が比較的単純で、話がしやすいのではないかと思います。その点を踏まえて、ご意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。フォーラムとシンポジウムの違いというのも、我々もいいかげんな名前を使っていますが（笑）、本当は差があるようです。しかし、中身はそんなに変わらないですね。同じような中身になると思います。規模が少し違うということです。もちろんアンケート実施や公聴会とははっきりとした違いがありますが、そういうものをどのように前と後ろに組み合わせていくのかということになると思います。

まず、原案作成の前にやる意見の集約方法についてお話をしていただきたいと思います。もちろん、あととの絡みもありますから、一概に先だけというわけにもいきません。そういうことを絡めてご意見があればお聞かせ願います。

前後のかたちは直接的なかたちがいいと思います。間接的な方法については、何回やるか、いつやるかということもありますが、別途やるという組み合わせも丁寧かと思ったりしますが、いかがでしょう。

和崎委員 原案提示前の方ですが、どちらかというとならシンポジウムというよりも、個々にお持ちの意見をフォーラムの方が採り上げやすいのか、公聴会の方が採り上げやすいのかという感じで今、見ていたのです。そうすると、委員会の議論の中身と、地域の方々を持っておられるそれぞれの案件、課題をそのままダイレクトにすり合わせた方がより案を作る流れの中で効果的なのではないかという感じが、私としてはしています。例えば、前の方は公聴会形式で行って、案が出来上がった後には大きくシンポジウム形式で開催するというようなかたちでの計画はいかがなものでしょうか。

中元委員 和崎委員から、前半は公聴会でそれぞれの立場の具体的な意見を聴き、

後半はそれを踏まえた原案をたたき台にして、さらに広い意見を聴くシンポジウムを開催するというご提案です。どうですか。

進藤委員 庶務に質問があります。決定の前の原案ができたあとのことですが、前後と一番はじめに出てきましたが、前と後だと、例えば前の場合だとこの揖保川流域委員会が主催になると思いますが、あとだったらどこが主催になるのですか。

庶務 資料の6ページに反映の時期としまして原案作成の前後とありますのは、この時点で第4回流域委員会だったと思いますが、今年度末、具体的には年度末をめどに河川管理者に原案をまとめていただく。そして、平成15年度初頭から原案の審議に入るという大まかなスケジュールが示されましたので、それまでに何らかのかたちで住民意見の反映をどうかということ、(原案提示の)前後というかたちとしました。原案に対する住民意見の反映は、規約の中にはっきり述べられておりますので、来年度、原案の審議を行う過程において住民意見の反映は当然されるということが決められています。

中元委員 どちらを先にしてどちらをあとにするかというのは、差があるようではない。ただ、考え方の問題として、まず大まかな意見を原案に反映してもらうために、それぞれの代表者による意見陳述の方がわかりやすいのではないかというご意見だったと思います。確かに、ああでもない、こうでもないというフォーラムの反論や賛成や反対が入り交じった会合で、意見の集約はなかなか難しい面もあります。ごく単純明解に意見を集約するのは公聴会の方がいい。ただ、どういう人選をするのかという問題がありますので、これは後程また検討課題があるかと思います。そういうことをさておいて、まず公聴会をする。それから、原案ができた時点で、その原案を広報したうえでフォーラムをする。そこでいろいろな意見の交流を図っていく。筋道としては筋が通っている気もします。公聴会の性格からしますとそういうやり方が適切かなと思いますが、どうですか。

藤田委員 たぶん上流・中流・下流で、ある意味で特に治水や利水等で利害が対立する場合があります。すると、そういう意見をどこでぶつけあうかということが当然出てくるわけです。それは例えば原案が出てからでもかまわないかなという気もしています。そういう意味では公聴会形式を上流・中流・下流くらいでやっていくことは十分考えられると思います。

一方で、公聴会の場合、何らかの提案があったときに開くというやり方も全くないわけではないので、そこはどちらとも言えないと思います。それを公聴会とするのか、公聴会とフォーラムをミックスしたようなかたちとするのか。たぶん今中元委員が言われた、ではどう

いう方を選んでくるかということに非常に大きく関係してくるような気がします。

中元委員 公聴会なら公聴会としてやってしまうというのも一つですし、今、藤田先生がおっしゃったように、公聴会と何かをミックスしていくという公聴会的なフォーラム、フォーラム的な公聴会というのもありうるのではないかとことです。確かにそうだと思いますが、これは後程、基本的にこういう考え方でやるということにして、あとからその具体的な方法を考えるということで進めたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、やり方として、まずは公聴会的なものを事前にやる。事後はシンポジウムを開催していく。そして、この2つを通じてできるだけ地域の声を最終計画に盛り込んでいくというやり方をとっていきたいと思います。

4) 広報の進め方

中元委員 この分科会は情報交流分科会となったわけですが、広報というのはほかの分科会も含めた広報ですね。そのあとの、ニュースレターの見直しなどの話もありますが、それも絡めまして、どうするかたちで広報を進めていくのか。これまでは流域委員会という1つの組織であったわけですが、分科会は3つに分かれました。その3つの分科会の話もまとめて、それぞれ手際よくメリハリが利いたように情報を発信していく。それを受けて、地域の声も聴いていく。こういうやり方をとっていきべきではないかということです。

それで、広報は委員会活動の紹介をしていくのか、あるいはそれだけでなく、揖保川の川づくりへの地域社会の参加意識も向上させる。そういう働きかけも行っていく。この2つの考え方があろうかと思います。先程も情報発信ということについて、一方的に発信するのではなく、受信者側の考え方も聴いていく。双方向の発信のしかた、あるいは受容のしかたがあるという話がありましたので、これはもう独断で、委員会活動だけでなく、もう少し幅広いものを盛り込みながらやっていくということでもよろしいでしょうか。ただ、これをやる場合にどういうものを入れていったらいいかを考えなければならないと思います。そういうことで、何かご意見がありましたら、お聴きしたいと思います。これは次のニュースレターの中身の改革とも絡んできますね。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

原事務 資料の10ページ、11ページはセットになっています。広報の進め方といたしましては、A(委員会の広報は、委員会活動の紹介を主とする)の考え方と、B(揖保川の川づくりへの地域社会の参加意識を向上させる働きかけも行っていく)の考え方の2つがござ

います。11ページのニュースレターの見直しですが、若干説明をさせていただきます。これについては12ページ、13ページもご覧ください。揖保川委員会の第1回で合意されましたニュースレターに関する事項としましては、審議結果の公表手段と位置づけ、この中で議事録は姫路工事事務所ホームページとニュースレターを通じて公表するとされています。ですから、ここでは審議結果の議事録の公表手段という位置づけがなされています。

第3回の委員会におきまして、以下のようなご意見がございました。例えばインターネットのアクセス件数がこの時点では非常に少ない。それから、ニュースレターの中身が抽象的で面白くない。あるいは、1つのテーマや情報についてはなかなか関心を持ってくれないので、いろいろと、民俗、産業、文化の情報も含めて流していけばどうかというご意見、その他、ニュースレターをどのように使っていきたいかというようなご意見がいくつか出ていました。

この第3回委員会の結果を受けて、これは公表されておりませんが、庶務の方でニュースレターのリニューアルの叩き台を作り、各委員にお配りし、ご意見を伺った経緯がございます。その結果、Bのような考え方で作ったリニューアルの叩き台に対しては、特集記事のようなものを載せた場合、面白いけれども、ページ数の制約上、特集等の内容を大きくして、議事録を省略することはあまりよくないだろうという内容のご指摘をいただいています。したがって、現在、発行しているニュースレターについては、委員会の議事録を忠実に載せる方針で作成しています。

中元委員 今の事務局の説明ですが、リニューアルはまだしていないということですね。

庶務 現在はそうです。

中元委員 いろいろな情報を地域に流していくのも大切ではないかと思います。先程、暗黙のような了解でBを選択したような方向にいますが、ニュースレターの改革についてはそういう方向でよろしいですか。

それで、いろいろな特集のやり方とか、話題とかあるわけですが、これをメインというわけではありません。メインは分科会その他の論議を的確に載せていくことです。それを補完したり、全然違う話題で読者の興味を引くということで特集を組んでいく。この方が読む方にとっても非常に親しみが出てくるし、こういう分科会はこんなことをしているのだと、考えがより深く伝わっていくのではないかと思います。そういう相乗効果を狙うというところはおかしいのですが、作り出すために特集を組んでいくというやり方は通常やるわけで、特にこれを大きな声を出して「やる」というのではなく、普通の広報誌も大体こういう方向に傾

いていますので、私はこれでいいのではないかと思います。このほかに、こういうものを入れたらどうか、いや、これはだめだというようなことがあれば、ご意見を伺いたいと思います。どうですか、何か補完をするようなテーマ、その他、ございませんか。もちろんこれはだれが書くかということももちろんあるわけですが（笑）。

進藤委員 例えば、手元にあるニュースレターNo.5ですが、揖保川流域委員会ホームページアドレスというのが下の方に小さく載っています。もっと目につくように、字を大きくしたらどうでしょうか。結構ホームページから情報を取られる方もいると思うので、「ホームページありますよ」というようなことで、目につくようにもっと大きく表示されたらどうかと思います。

中元委員 そうですね。ニュースレターができたときは「揖保川流域委員会ニュースレター」というのも非常に小さな字で書いてあったのです。大体発行者は遠慮して、自分のところのアクセスのアドレスやタイトルは小さくする傾向がありますが、事の性格上、もう少し大きくした方がわかりやすいし、特にアドレスなどは大きな字が出ればやろうかなという気が起こります。それは確かにあると思いますので、ご留意願いたいと思っています。何か和崎さんありますか。

和崎委員 揖保川に関する話題を柔軟に使っていくようなかたちで展開していくといいのかなと思います。例えば、この委員会の一つに、学べる川づくりみたいな、教育の場としての河川の利用みたいなテーマもあります。本当は流域の学校、特に小学校は川の研究について先生方が一生懸命やっておられますので、そういうものを弾力的に紹介していくとか、いろいろなアイデアが出てこようかと思います。ぜひとも活用していきたい、広げていきたいと思います。

中元委員 そうですね。地域でこつこつと研究されている方、テーマは地道だけれど非常におもしろいのがたくさんあるかと思いますので、学校の先生も一つの切り口かなと思います。毎回何かそれを1つ入れていくというのも手ではないかと思います。

それから、揖保川に関するいろいろな書物、雑誌なども出ると思いますので、そういうものの紹介ですとか、場合によっては関係先への配布とかも、そういうことも含めて情報を発信していく。ニュースレターだけではなく、いろいろな情報を集積して、再配分していく手法も必要ではないかと思います。それではニュースレターの構成につきましては、そのようにして、改良を加えていくということできたいと思います。

進藤委員 ちょっと確認したいのですが、先程、和崎委員からも揖保川に関する

話題ということで意見がありました。例えば、流域地域住民からの投稿を受け付けるというアイデアはどうでしょうか。今だと一方的に皆さんに新聞に折り込んで配っています。これを例えば、流域地域住民の方が参加するような方向があるのならば、参加すればより身近になってくるし、より生きてくるような結果になってくるのではないかと思います。そのあたりはどうでしょうか。

中元委員 表紙の写真について公募していますね。これはなかなかいいと思いますし、いい写真がずいぶんあっておもしろいと思います。あとはホームページに寄せられる意見があるわけでしょうか。そういうもので、いい意見があればピックアップしていくのも一つのやり方ではないかと思いますが、そういう例はありますか。

庶務 実はそれは、後程審議していただく事項につけ加えています。これまで庶務にも何点かいろいろご意見をいただいています。そのつど、内容は定期的に各委員に郵送させていただいておりますが、一般には公表されていません。ですから、委員会に寄せられる、委員会外部からのいろいろなご意見や情報について、どうかたちで情報共有していくかという点については審議をお願いしたいと考えています。

中元委員 それは一番最後の審議項目にも絡んでくることですが、ではそちらの方から先にやりましょうか。

庶務 その前に、確認をお願いしたい点がございます。先程、ニュースレターの見直しがBの考え方で行われるということになりましたが、現在、このニュースレターは審議内容の議事録の概要をほぼ忠実に掲載しており、それで8ページものの冊子となっております。これに特集やその他の話題を加えると、ページ数が増えてくるのですが、そのあたりについてはよろしいでしょうか。

中元委員 どのメディアでもそうですが、決まった枠の中にどれだけ情報を入れるかはなかなか難しいことなのです。まず我々が一番最初にやるのは、紙面というか、器をゆするのです。どこをゆするのかというと、例えば表紙の写真を小さくするとか、中身の発言要旨をもう少し簡略にしてみるとか、大事な表は大きくしなくてはいけないけれど、そうでない表を小さくするとか、いろいろなやり方があるわけです。基本的にはどこを削るかということなのです。発言を削るわけにはいかない、特集を入れるということ、作業している人はどうするのだということになると思うのです。

私の感じでは表紙は非常にいいのですが、新聞の1面ならここにコラムが入ったりするわけです。ここに建設的な意見があれば意見を集約してみるとか、裏面にやってみたりとか、

裏は結構あいていますよね。もう少しゆすれば住民意見の1つぐらいは入ると思うのです。そういう工夫をしながらやっていく。そして、どうしても無理だということになれば、審議内容を少し簡略化していくというやり方しかないわけです。ページ数を増やすわけにはいきませんから。増やしてもいいのですか。あまりむだな紙を使っていくこともないと思いますので、ゆすれるところはゆすっていく。

ただ、問題は分科会が3つありますね。この3つを収容するとなると、これで足りるのかという問題があります。このあたりはどのように見ておられるかというのも一つポイントだと思います。

庶務 第1回の委員会において議事録の公表手段としてニュースレターを位置づけていると決められていますので、議事録をどこまで簡略化していいのか、庶務としては非常に苦慮するところです。例えば3分科会を一度に紹介するとすれば、当然、ページ数が今の8ページでは収まりきれないかなと考えます。そういう場合は3分科会それぞれ別の冊子にするのか、あるいはまとめて各分科会が1回ずつ行われたのを統合してニュースレターにするか、こういうことも含めまして、できるだけ細かく決めていただければ助かります。

中元委員 わかりました。分科会の広報についてという審議事項がありますので、それとも絡んでくるわけですが、1つは分科会それぞれにレターを出すということ、それから、そうではなく、委員会全体として3つの分科会をまとめて同時に情報発信するというやり方があります。どちらがいいかという選択になると思います。

これは例えば、3つの分科会がそれぞれ情報発信していくことになると、3倍かかるということになるわけですね。そういう余裕はあるわけですか。

河川管理者 どれくらいになるかということもありますが、最大限努力します。

中元委員 コストの面も考えなければいけないと思うし、例えば3つ作るとなると、表紙が3ついるわけです。それだけでも非常に手間になってきます。3つまとめれば表紙は1つでいい。同時に、流域委員会も分科会も1つのチームですから、それが同時に情報を発信していくのは大事なことだし、そうしないとトータルとして見ることができないということがあるわけです。3つそれぞれ見てくれるかということ、なかなか見てくれないし、1冊来たときに3つの分科会が同時に出ているのは、読者にとってもいいし、地域にとってもわかりやすい情報になるのではないかという気が個人的にはしています。しかし、3つの方がいいという話があればそちらの方も考えてみようと思いますが、どうでしょうか。

和崎委員 中元さんがおっしゃるように、1本にまとめて、若干ページ数が増え

るところは内容的にはしかたがないかもしれないと思います。確かに8ページ立ては一番いいですね。これがあと中挿しで1枚入るのかどうかというくらいで、あまりボリュームも大きくない方が手にとっても見やすいでしょうし、なんとか工夫して1本にまとめていくかたちがよいのではないかと思います。

藤田委員 全く同感です。流域委員会として分科会が3つ別々に出していくと、何となく流域委員会がどういう方向に向いているかが見えにくくなるのではないかと思います。心配があります。それと、特集とか揖保川に関する話題、例えばイベントなどでこいのぼりは何月何日から何日までやりますとか、アユの解禁はこうですとか、あるいは前回の流域委員会でも出たように、百選に選ばれましたとか、たぶんそういうのが拾ってくればいくつもあると思うのです。問題はタイミングです。そのあたりはさすがにマスコミ関係でゆすっていただいたらいいのではないのでしょうか。例えば特集にしましても、先程おっしゃった8枚の次に16枚というのは印刷からいけば便利がいいとかよく言われますが、ではその中でこれくらい余裕があるから2枚くらい特集としてどなたかに書いていただくとか、ある程度それを準備しておけば、十分に突っ込めるのではないかと思います。そのあたりは編集上の融通でいけるような気がするのですが。

中元委員 そうですね。特集であるからといって3ページも4ページもする必要はないと思います。極端な話、1つのコーナーであってもいいわけです。半分にするか、3分の1にするか、それはほかの記事との関連で自由にフレキシブルに考えていただくことにすれば、なんとか入るのではないかと思います。

進藤委員 よく考えてみたら、我々委員メンバーはもちろん委員会に出席しています。傍聴に来られる方は傍聴に来られて、この内容をよく把握できます。しかし、その他の来られない人にとっては、これが唯一のものだと思うのです。ホームページもそうですが、つながっている唯一のものだと、僕は判断させてもらいたいのです。それならば、8ページになろうが、16ページになろうが、20ページになろうが、私は1冊にまとめるべきだと思います。また、そのような情報はできるかぎりすべて流域の方に見てもらおうのが筋ではないかと思います。国土交通省の予算の関係もあるでしょうが、どこかを削ればそういうお金も出てくるでしょう。せっかくこのようにやっているのならば、本当にたくさんの人に知ってもらおうよう、どんどん出していけばいいと思います。

それから、先程も言いましたが、揖保川に関する話題をもっともっと身近なものにするには、流域地域住民の皆さんの意見も入れるべきだし、特集などを組んでもっと身近にしなければ

ればいけないと思います。私はこれをぱっと見させてもらいましたが、まだ地域に密着していないと思いました。もっともっと身近にするような案を出して、情報の発信ということは大切だろうし、共有して初めてパートナーシップができるのです。そのあたりから地道に充実していくべきではないかと思います。

中元委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。予算の許す範囲で充実を図っていただくということです。例えば真ん中に1枚入れるのはコスト的に高くなるとか、2枚入れた方が安いとか、手間がかからないとか、いろいろなことがあると思うのです。そのあたりも考えてもらって、できるだけコストがかからずに中身が充実するような方向で検討していただきたいということです。

ほかに中身についてご意見がございましたら伺います。少し時間が30分ほどオーバーしていますが。

4 . 委員間の情報共有について

中元委員 では、先程話に出ました、委員会の情報共有についてということに移ります。先程少し説明がありましたが、委員会がそれぞれの分科会でいろいろな情報が出たり、情報を収集したりするわけですが、そういう情報を共有していくことが大事だと思います。そういう委員会に寄せられた意見をどのようにして共有していくのかということです。これは庶務で考えがあれば、先程の話も含めましてもう一度ご説明願います。

庶務 19ページの資料3の1ですが、各分科会でいろいろ情報の追加的な要請などが今後出てくることが予想されます。そのような会議資料として作るものについては、基本的には全委員の方にお配りしています。審議結果についてもお配りするように考えています。それ以外の、分科会審議の中で採り上げなかったさまざまな資料が出てきた場合、すべてについて全委員で共有するかどうかということです。

中元委員 そうということですね。個人のプライバシーとかいろいろありますが、情報はほぼ100%、それぞれの分科会の委員で共有していくことになると思います。これはどうかたちで共有していくことになりませんか。ニュースレターには書いてありますが、詳細な議事録を回すとか、そういう具体的な手順がありますよね。

庶務 分科会間の情報共有のことですか。

中元委員 はい。

庶務 一つの分科会で話し合われた内容につきまして、そこで採り上げた情報、資料、

議事録など全部をほかの委員の方にも早急に郵送いたします。基本的には郵送ですべての資料のコピーをお送りするように考えています。

中元委員 わかりました。これまでも送っていただけていますが、それが3倍となるということですね。

庶務 19ページの2番目ですが、これは先程ございましたが、庶務に送られてきている外部からの意見につきまして、委員同士の共有はしていますが、委員会として外部に対する情報発信の中にこういうものを入れていくかどうかということで、AとBの2つの考え方があります。Aは原則として委員会において公表する。ただし、お名前等のプライバシーに対する配慮を行うということです。Bは現行どおり、全委員に配布はしていますが、委員会からの紹介は特に行わないということです。

中元委員 要は外部の人たちの声をどう扱うかということです。意見発表をされる方は大体、特別の場合を除いて、自分の意見はできるだけ広く知ってほしいという感じで送ってきている人だと思います。中には個人的に自分の考えを吐露して、ほかに出してもらったら困るというニュアンスの人もあります。これはそれぞれの意見について、受け取った方が吟味する必要があるのではないかと思います。

どのような場合がプライバシーに関わり、公表を望んでいないかというようなことは、文面を見ないとわからないケースが多いですね。そういうケースは、庶務で検討していただく。そうでない一般的な意見については、住民意見の反映というか、地域の意見の反映という意味から、できるだけ広くたくさん公表していくのがいいのではないかと、これも個人的に思います。普通の発言とか意見表明の場合は、大体そうなのではないでしょうか。

藤田委員 おっしゃるとおりで、私も原則公表するのがいいと思っています。先程のニュースレターの構成にしても、できれば委員会への要望事項やいろいろなご意見は、あるコーナーを作って載せることはありうるし、可能だと思います。

ただ、一番問題になるのは、我々も議事録の場合に必ず事前にチェックをさせてもらっているように、庶務は大変ですが、「こういう内容で公表してよろしいですか」と事前にチェックする。当然ながら、延々と何ページにも書かれているものを全部載せるのは不可能ですから、そのうちの「集約された意見として何行かにまとめましたが、これでよろしいですか」というような確認は必要だと思います。そのあたりの作業だけしていただければ、原則としていいのではないかと思います。あるいは、場合によっては委員にこれを載せるべきかどうか、意見を聞くべきものがあるかもしれません。そこは非常に扱いが難しいと思います。

中元委員 わかりました。ありがとうございました。ほかにないでしょうか。

ではそういう方向で検討していただくということです。予定ではここで10分間の休憩となっていますが、30分押しています。4～5分休憩ということにして、25分から再開とします。

5 . 治水・利水・自然環境の課題に関する情報共有

庶務 では時間になりましたので後半の審議を始めます。ここからは揖保川水系の治水・利水・自然環境の課題ということで、まずは河川管理者より工事実施基本計画についてプレゼンテーションをお願いしたいと思います。時間的には25分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

河川管理者 では説明させていただきます。これは先週の木曜日、治水・利水・環境分科会で説明した内容を情報共有というかたちでこちらでも説明させていただきます。

<スライド1 揖保川水系工事実施基本計画について>

現在、揖保川の河川整備基本方針、あるいは整備計画については検討中と申し上げましたが、河川法が改正される前の法律では工事実施基本計画という名前になっています。まずそれについて説明したいと思います。

<スライド3 揖保川における治水計画の経緯>

その前に、揖保川の改修の経緯について説明します。これは昭和21年ごろから揖保川の本格的な改修工事が進められてきましたが、当初は揖保川改良工事ということで、昭和21年から行われています。一番右の欄に、基本高水（計画高水）と書いてありますが、河川の堤防の高さや川幅を決めるときに、河川にどのくらいの流量を流すかが指標になります。このときは龍野地点で2900m³/sの水を流すような川、堤防の高さを決めていこうということで計画されています。計画の方は同じ2900m³/sですが、上に基本と書いてあるのは、ダム計画があったときにはダムでためることも含めてどういう計画にするかということで、分けて書かれています。

その昭和21年の揖保川改良工事に伴って、特に新宮下流での築堤や護岸や河床の掘削等の工事が行われました。その後、昭和28年から、兵庫県で引原ダムの計画があったために、引原ダムの計画を入れた計画に内容は変わっています。このときに、龍野地点では川へ流す量は2900m³/sですが、ダムのカットによって計画的には3300m³/sの流量が来ても対応できるかたちの計画になっています。

その後、昭和41年に、現在の工事実施基本計画、現在の河川法ができたのは昭和40年で、これに伴い、昭和41年に揖保川が一級水系に指定され、工事実施基本計画とされています。この内容につきましては、その前までの龍野地点で基本高水3300m³/s、計画高水2900m³/sと同じ数字が踏襲されています。

その後、昭和63年に計画の改訂が行われています。この動機は、昭和45年に台風20号で大きな洪水が来たことです。それと併せて、特に下流部において人口や資産の増大があったということです。このときの計画は、揖保川では100年に1回の洪水を対象にするものになっております。これに伴って計画の数字の見直しを行い、龍野地点で基本高水が3900m³/s、そのうちダムのカットで3300m³/sにしていこうという計画になっています。このダムのカットで600m³/sという数字は、引原ダムだけではなく、ほかのダムもつくって対応していく計画になっています。現在、この計画に基づいているいろいろな河川改修事業を進めています。

ちなみに、平成9年に河川法が改正されましたが、現在、河川整備基本方針あるいは整備計画を検討中ということですので、現在は経過措置ということで、一番新しい工事計画は踏襲されるかたちになっています。

<スライド4 工事実施基本計画と河川整備基本方針>

この表は、一番左端の表が今言いました工事実施基本計画の内容です。工事実施基本計画というのは河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項、河川工事の実施に関する事項と、3つの構成になっています。河川法が平成9年に改訂され、基本的長期的な方針については河川整備基本方針、具体的な河川整備の内容については河川整備計画ということで、2つに分けて整理するようにしています。先程申し上げましたが、現在の河川法の中で経過措置ということで、河川整備基本方針、あるいは河川整備計画が定められるまでの間においては、工事実施基本計画の一部を河川整備基本方針、あるいは整備計画とみなすということで、現在運用されています。

<スライド5 工事実施基本計画(1)>

これは改正される前の河川法の中に書いている内容で、工事資本計画とはどういうものかと書いています。河川法16条の中で、河川管理者はその管理する河川について計画高水流量、その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項を定めておかなければならないと書いています。それに基づき、工事実施基本計画を定めています。

<スライド6 工事実施基本計画(2)>

その内容としまして、工事実施基本計画には次に掲げる事項を定めなければならないということで、一が当該水系にかかる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、二が河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項、三が河川工事の実施に関する事項となっています。

<スライド7 新しい河川整備の計画制度>

これは先程述べましたが、旧の制度では工事実施基本計画となっているものが、新しい河川法では基本的なことを河川整備基本方針、具体的な軽微な内容につきましては河川整備計画ということで2つに分ける内容になっています。

<スライド8 揖保川水系工事実施基本計画>

ここから具体的に現在の工事実施基本計画の内容について説明したいと思います。

<スライド9 目次>

これは先程と同じですが、内容的には旧の河川法に基づく内容で構成が目次化されています。

<スライド10 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針>

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針ということではこういう文章になっており、水源から河口まで一貫した計画に基づいて水害の発生する地域についての対策に重点を置いて施策を実施する内容になっております。具体的には、先程申し上げましたように、引原ダム以外にもダムを設置して、下流の治水対策を実施するとともに、水の利用の対応などを実施していく内容になっています。

<スライド11 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項>

先程の表にありました具体的な数字ですが、基本高水と河道へ配分する流量ということで決まっている内容です。龍野地点が基準点となっておりまして、基本高水のピーク流量が $3900\text{m}^3/\text{s}$ 、そのうちダムによって $600\text{m}^3/\text{s}$ 調節し、築堤や引堤を行う河川では $3300\text{m}^3/\text{s}$ を流すような計画になっております。

<スライド12 基本高水流量（通称：きほんたかみずりゅうりょう）とは>

ここで、基本高水流量の内容の説明ですが、これは計画の基準となる治水の計画、揖保川の場合には100年に1回の洪水のハイドログラフ（流量の波形を表す）を作り、その一番大きな流量のことです。

<スライド13 ハイドログラフ>

絵で示すと、横軸が時間で、縦軸は流量です。時間経過で洪水が一つの波形を描いていま

すが、これをハイドログラフと呼んでいます。一番上の高いところの流量を基本計画高水流量と呼んでいます。

<スライド14 計画高水流量（通称：けいかくたかみずりゅうりょう）とは>

計画高水流量につきましては、このうちのいくらかを上流にダムをつくり、ダムで洪水調節を行い、残った分を川に流す計画になっております。これを計画高水流量と呼んでいます。

<スライド15 主要な地点における計画高水流量に関する事項>

これは揖保川の流量の配分を模式図で示したものです。一番右側の山崎地点では $2900\text{m}^3/\text{s}$ が、龍野地点では $3300\text{m}^3/\text{s}$ 、もっと下流へ行き、上川原では $4000\text{m}^3/\text{s}$ という計画になっております。支川で、例えば栗栖川では $600\text{m}^3/\text{s}$ という計画になっておりますが、 $2900\text{m}^3/\text{s}$ と $600\text{m}^3/\text{s}$ を足しても、当然、洪水のピークと時間が合わないものですから、龍野地点では $3300\text{m}^3/\text{s}$ という計画になっております。

<スライド16 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項>

今度は利水の方ですが、揖保川では龍野地点で流水の正常な機能の維持をするための流量ということで、農業水とか工業水とか水の利用と併せて、河川の維持をするための流量ということで、かんがい期はおおむね $10\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期には $8\text{m}^3/\text{s}$ と決まっております。

<スライド17 河川工事の実施に関する事項>

この表は具体的な河川工事を実施するための目安ということで、どの地点でどのくらいの高さの堤防をつくるかという目安になっている数字です。山崎と龍野と上川原と、本川で3つの地点で書いていますが、それぞれ計画高水位といい、この地点まで水位が上がることを認めるといふかたちで堤防の高さを決めています。本川そのものはこういう計画高水で決まっておりますが、最下流になると海に近いので、高潮の影響を受けます。ですから、これは計画高潮位といいまして、満潮のときに台風とかが来たときの偏差を計算して 2.9m という計画高潮位を決めています。ただし、高潮につきましては、台風等の打ち上げの波高がありますので、その打ち上げ波高を考えまして、T.P. (Tokyo Peil : 東京湾中等潮位) で $+6.5\text{m}$ という高さの堤防をつくっております。

<スライド18 計画横断形>

これは山崎という地点での川幅の基本的な形です。H.W.L. (High Water Level) と書いているのが計画高水位です。ここまで洪水のときに一番高い水位で水を流そうという計画ですが、これと、堤防の余裕高ということで 1.5m 足しています。余裕高というのは、水の流

れというのは波もありますし、水防活動などを行う場合はちょうど堤防の高さまで水が来たら困りますので、余裕の高さを見ているのです。本川では1.5mの余裕高を考えています。

<スライド19 計画横断形>

これは龍野地点です。ここについても、1.5mの余裕高を考えています。右の方は少し堤防の形が違いますが、龍野については土の堤防ではなく、特殊堤という形になっていますので、こういう絵になっています。

<スライド20 計画横断形>

上川原についても1.5mの余裕高を考えています。

<スライド21 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される主要な河川管理施設の機能の概要>

改修工事の具体的内容というところで、主要な河川工事の目的などについてこういう記述があります。1つは多目的ダム群を建設するということです。ただ、具体的なダムの立地点については、調査・検討のうえ決定するという内容になっております。それから、河道による流水の安全な流下を図るために、堤防の新設および拡築、河床の掘削と護岸等を行います。内水被害に対しては内水対策を実施します。河口部については高潮対策を実施します。揖保川、中川の分派点については、河道について、調査・検討して実施します。それから、適正な河川環境の保全についても利用を図るような工事を行いますという内容になっております。

<スライド22 治水整備状況参考資料>

これは少し見にくくて申し訳ありませんが、現在の河川の堤防の整備状況を示している数字です。数字は見えないと思いますが、一番上が揖保川の22kmから下流部分で、場所と言えば新宮町から下流になりますが、ここでの堤防の整備率を書いています。現在、22kmから下流につきましての完成している堤防の整備状況は大体53%になっています。上流につきましては、同じ率が16%くらいになっています。合わせますと、全体で38%くらいになっています。

<スライド23 流下能力(本川)>

これは以前の委員会の資料にも付けていましたが、現在の各場所ごとでどのくらいの流量が安全に流れるかということグラフで示しています。赤い線が先程説明しました工事実施基本計画で決まっている流量の設定で、黒い縦のグラフが実際の各地点ごとのどのくらい安全に流れるかという数字になっています。赤い線より黒いグラフが高いところは、現在の状

況で十分流量が流れるということですが、赤い線より下に白い部分があるところについては、現在の堤防では高さが足りないとか、河床にいろいろな横断工作物があるなどの理由で十分流れないということを示しています。22kmから下流については、部分的にはそういうところが何か所かあることになっています。22kmから上につきましては、かなりの区間で流下能力が不足しているということが表されています。

<スライド24 流下能力(支川)>

これは各支川についての状況ですが、中川とか、元川につきましても、一部では流下能力が足りない区間があります。それ以外の各河川についても、かなり足りない状況になっています。

<スライド25 揖保川浸水想定区域図(全体)>

これは水防法の改訂により、どの地区でどの浸水が起こりうるかということを示している図です。少し凡例が見にくいのですが、青の濃い色ですと2m以上の浸水があるところで、薄い黄色は50cm以下の浸水があるところを示しております。

<スライド26 揖保川浸水想定区域図(姫路市)>

今の図を拡大した、姫路市域の図ですが、色のついているところは揖保川で100年に1回くらいの洪水が起こりますと、現在の堤防ではこれぐらいのところが浸水するということを表しています。

<スライド27 揖保川浸水想定区域図(龍野市)>

同じ図で龍野市内の図です。

<スライド28 利水に関する説明資料>

今までは治水関係の説明でしたが、ここからは利水に関する説明をします。これは以前、委員会でも説明している内容について、少し補足的な説明をさせていただきます。

<スライド29 降水量の経年変化>

これは以前もお出ししていますが、流域の中の各地点の降水量がどのように経年変化しているかという絵です。右側は雨の量です。一番上は三方、真ん中は神戸、一番下が上川原という地点ですが、それぞれ年間の降水量を青いグラフで示しています。以前にも質問がありましたが、揖保川はかなり南北に長いために、下流の方は瀬戸内気候で、上川原ですと年間総雨量が1300mmくらいです。上流へ行くと日本海性の気候ですから、雪なども降りますから、1800~1900mmくらいです。経年的な変化としては、上流では少し増加傾向ですが、下流では少し減少傾向になっています。

<スライド30 揖保川の流況>

これは流量を示している数字です。グラフがありますが、流量は年間の流量を多い方から並べていき、大体目安にしている流量を決めています。通常、使っている流量は低水流量といいまして、年間の多い方から275番目、少ない方からは90番目くらいになります。そして、年間355番目、少ない方から10番目は渇水流量と呼んでいます。通常、水を利用するためには渇水流量で流量を確保する必要がありますし、ふだんの川の状況を見ると低水流量くらいが目安になるかと思います。例えば龍野地点ですと、低水流量で $9\text{ m}^3/\text{s}$ くらい、渇水流量では $4\text{ m}^3/\text{s}$ くらいになっています。

<スライド31 流況の経年変化>

これは流況の各地点の変化です。最近、下流では少し渇水傾向になっています。平成6年に大きな渇水がありましたが、それ以後は龍野地点などでも少し減少傾向が続いています。

<スライド32 揖保川の水需要>

これは揖保川全体の水需要の状況です。例えば農業用水が6割程度占めています。あと一部、工業用水等が占めています。これらの水につきましては、上流にある引原ダム等で水の供給が行われていたり、揖保川自身に降っている雨によって流量がまかなわれています。

<スライド33 引原ダムにおける貯水池運用>

引原ダムの状況ですが、平成6年に大きな渇水がありましたが、このときは最低水位といひまして、これは通常、ダムを使用するときの一番底の水位ですが、底を割り切って下流への補給を行っています。平成6年は非常に大きかった渇水ですが、それ以外のときにも昭和59年とか昭和61年にはほぼ底までの水位になっています。

<スライド34 引原ダム>

引原ダムは昭和17年に工事を着工しまして、戦時中、一時中断していますが、昭和32年に完成しています。工業用水や既存の農業用水の補給を行っています。容量的には大体2000万 m^3 あるダムで、あと洪水調節も行っています。

<スライド35 安富ダム>

林田川の上流には安富ダムがあります。これは完成したのが昭和60年で、比較的新しいダムですが、容量的には約300万 m^3 ということで、引原ダムに比べるとかなり小さいダムです。このダムにつきましても、既存の農業用水の補給と洪水調節を行っています。

<スライド36 栗栖池>

あと1つ、栗栖川という支川がありますが、ここの奥に既存の農業用水の確保を行うため

に栗栖池というダム、池があります。これは昭和27年に完成しています。

<スライド37 揖保川の課題>

今までの内容を含めまして、河川管理者として把握しております揖保川の課題を少しまとめています。

<スライド38 構成>

治水に関する課題、水量・水質に関する課題、自然環境に関する課題と、3つに分けています。

<スライド39 目次>

その3つの内容を少し細かく述べておきます。

<スライド40 治水にみる課題>

治水に関する課題ですが、1つ目として堤防堤防整備率のアンバランス、上流と下流で少し整備状況に差があるということです。2つ目に、流下能力が不足しているということです。3つ目に堤防の質的安全性について、4つ目に河川横断工作物があるということ、5つ目に市街地において引堤事業が必要だということ、6つ目に内水排水対策の対策が必要であるということ、7つ目に河口部における高潮対策が必要だということです。

<スライド41 堤防整備率のアンバランス>

1つ目の堤防整備率ですが、これは先程お見せした表と同じです。上流と下流でかなり整備状況に差があります。先程申し上げたように、22kmから下流につきましては、53%くらいの整備率ですが、それより上流は16%くらいです。特に上流についてはまだ堤防整備が遅れているという状況です。

<スライド42 流下能力不足>

これは先程のグラフですが、今の状況を表しています。下流でも一部堤防の整備を行っていますが、まだ流下能力が不十分なところがあるということです。特に上流につきましては、かなり全川の流下能力は不足しています。

<スライド43 流下能力(支川)>

これは同じく支川の状況です。

<スライド44 堤防の質的安全性>

これは質的安全性ということですが、揖保川6kmくらいの断面を示しています。堤防につきましては、ほぼ改修工事が行われていますが、河道の状況を見ると流下能力は必ずしもなく、例えばこの地点では $3400\text{m}^3/\text{s}$ くらいの流下能力があるということですが、今の目標

から行きますと、一部不足するという事です。この場合は当然、堤防から水が越水することもあるので、そういうことを考えると現在の堤防であっても完成した堤防であっても、もう少し堤防が切れぬような構造にするということで、質的なことを考える必要があるということです。

<スライド45 河川横断工作物（堰、橋梁）による流下断面の阻害>

これは河川横断工作物ということで、浜田井堰の状況です。揖保川全体の中ではたくさん堰がありますが、40基の堰のうち約34基が構造令に合っていない堰、つまり河床から非常に出っ張っている形などですが、構造令には適合していない堰になっています。あるいは、橋につきましても、69橋ありますが、そのうち14橋については構造令に合いません。これは橋脚の数が多いとか、橋脚が低いということです。そういうたくさんの横断工作物が流下能力の妨げになっています。

<スライド46 市街地における引堤事業>

これは引堤ということで、河川の中で流下能力を増やすためには、堤防を高くする以外に、川の幅を広げることが場合によっては必要になってきます。揖保川におきましては、現在、下流の姫路市内の方で本川におきまして引堤事業を行っています。そこ以外にも、御津町、龍野市、新宮町、山崎町で引堤の箇所が計画の中では必要になっています。

<スライド47 内水排除対策>

これは内水排除ということで、平成2年9月のときの内水の氾濫状況を示しています。これは本川の堤防等ができたとしても、支川等の内水により、浸水が起こっているところを赤で書いています。こういうところにつきましては、内水を排除する。例えば樋門を作ったり、排水ポンプを作ったりすることが必要になってきます。

<スライド48 河口部における高潮対策>

これは下流部の方ですが、緑の線のところは下流での台風等による高潮の被害があるということで、高潮堤の整備をする必要があります。このうち、黒い線は整備済みですが、それ以外についてはまだ高潮堤の整備が行われていません。そういうところについて、今後、整備が必要になります。

<スライド49 高潮区間の現状>

高潮区間ですと、例えばこれは0.4kmという地点ですが、現在の堤防は黒の実線で示していますが、高潮堤防で打ち上げ波高を考えますと、（整備目標である）T.P.+6.5mという堤防の高さに対してはまだ3m程度足りない状況になっています。

<スライド50 水量・水質にみる課題>

ここからは第2章で、水量・水質に関する課題です。水量につきましては、揖保川における近年の流況は減少し渇水傾向だということと、林田川につきましては水涸れの頻度が非常に多いということです。水質につきましては、林田川の水質は本川に比べて非常に悪いということです。

<スライド51 龍野地点の流況経年変化>

これは揖保川における近年の流況を示しています。グラフ全体は平均の低水流量を示しており、下の少し紫がかかった色のところが渇水流量を示しています。平成6年に非常に大きな渇水がありましたが、それも含めまして、近年、少し減少傾向というか、流況はよくない状況が続いていることが読みとれるかと思います。

<スライド52 林田川宮原橋下流(平成14年11月)>

これは林田川における水涸れの状況です。今年の11月、つまり先月の状況です。林田川につきましては、水質管理は非常にされたのですが、冬場の水涸れ、特に下水道の整備もあり、冬場にこういう水涸れが最近頻発しています。

<スライド53 近年の渇水状況>

これは本川の状況ですが、左側の写真が平成6年のときの龍野橋より上流の状況です。このときもほとんど水涸れ状況になっています。右側はそのときの引原ダムの状況です。すでに最低水位を切っておりますので、ダム全体が空になっています。

<スライド54 新聞記事(H14.8.24)>

これは今年の夏の渇水状況を書いた新聞記事です。今年の夏もあまり大きな渇水はなかったのですが、工業用水30%、農業用水25%の取水制限を行っています。

<スライド55 水質>

これは水質の状況ですが、右の方にグラフが3つ並んでいるのは、本川で3地点、曲里、山崎、龍野です。本川の方は環境基準、有機的な汚濁の値はBODを使っていますが、A類型ということで、基準は2mg/lになっています。2mg/lに対してほぼ全川的には水質は環境基準が守られています。

左の方の2つのグラフは、林田川の構という地点とその下流の本川の王子橋という地点です。平成6年ぐらいから清流ルネッサンス事業に載り、林田川での下水道の整備、あるいは河川の浚渫により、水質が劇的にきれいになっております。林田川合流後の本川の基準点につきましては、B類型ということで、3mg/lという基準に達しました。一応、基準を満たし

ていますが、本川の他の地点に比べて若干悪い状況が続いています。林田川自身につきましては、環境基準の設定は行われていません。

<スライド56 自然環境にみる課題>

続きまして、自然環境における課題ということで4点整理しています。1つ目が生物の生息と生育環境が縦断的・横断的に分断されているということ、2つ目に連続した瀬と淵が減少していること、3つ目にヨシ原・河口干拓が減少していること、4つ目に、中州の保全ということを書いています。

<スライド57 生物の生息・生育環境が横断的・縦断的に分断>

これは河川の縦断的な連続性に障害があるということで、堰の写真ですが、ここは吉島の頭首工ということで、堰は以前からあったのですが、今回、魚が上れるように魚道を整備しています。こういうものを作ることによって、縦断的な連続性を確保するということが必要になってきます。

<スライド58>

これは横断的な連続性の確保ということで、河川の中で運動公園等スポーツ公園が多いのですが、そういうものはどうしても水際との生物的なつながりがないということで、現在、写真のところは水辺プラザということです。これは龍野市域になりますが、これから整備していくにあたってはこういう降水時期での自然環境と水際線とか水の中を含めた一体的な、生物の状況に配慮したような整備をしていこうと、現在、計画が進められています。

<スライド59 連続した瀬と淵の減少>

これは瀬とか淵があるところの状況を示しています。こういう連続性した瀬と淵ということが自然環境の中で生物層に非常に意味を持っているということで、事業の実施にあたってはそういう保全も含めて考える必要があるということです。

<スライド60 ヨシ原・河口干潟の減少>

これは河口部のヨシ原ですが、揖保川の河口にはこういうヨシ原や干拓があり、県の中でも自然環境豊かな貴重なところになっています。河川整備に際しましては、こういうヨシ原の保全が必要になってきます。

<スライド61>

これは同じく干潟ですが、これについてもこの干潟の状況を保全しながらの整備を今後、検討する必要があるということです。

<スライド62 中州の保全>

これは現在、3川分派点ということで、揖保川本川、中川の分派点です。ここには非常に大きな中州が残っており、この中州が自然環境的には非常にいいかたちで保存されまして、今後の整備にあたりましても、中州の自然環境を保全しながら整備をしていく必要があるという認識があります。

以上で、河川管理者からの課題の説明を終わります。

中元委員 ありがとうございます。情報共有ということで治水・利水・自然環境の課題に対する情報を共有しようということで、ご説明をいろいろ受けました。共有しましたということで、これはこれでいいのですが、何か質問や意見などがありましたら、お受けしたいと思います。

藤田委員 せっかくご説明いただいたので、治水にみる課題の中で、河川横断工作物（堰、橋梁）による流下断面の阻害ということですが、橋梁というのはわからないでもないですが、堰というのは利水絡みでの堰と考えていいのですか。

河川管理者 揖保川にある堰は主に農業用水の取水堰がほとんどで、すべて固定堰ですので、それが断面的には阻害になっています。

藤田委員 それは取り除くわけにはいかないわけですね。

河川管理者 可動堰にするとか、方法はいろいろあると思いますが、現段階ではそこが結構流下能力のネックになっているということです。

中元委員 ほかにいかがでしょうか。

進藤委員 その次の46番のスライドの引堤事業ですが、この事業をやるようしている場所などは公開されているのですか。

河川管理者 現在、姫路市の網干のところでは用地買収して引堤事業を進めております。それ以外に龍野とか大きな引堤がありますが、この前、治水・利水分科会の中でも、次回の分科会の中で具体的に各個別の状況を示して説明するように言われましたので、それを説明したいと思っています。ただ、これはあくまでも現在の工事実施計画ということですので、今後、新しい整備計画の中で、例えばダムをやらないのならばもっと大きな引堤になるとか、いろいろ状況が変わってくる内容になっています。

中元委員 ほかに何かありますか。

和崎委員 川の用水の件ですが、工業用水、農業用水というのは以前から言われていると思いますが、漁業用水、特に先般、漁協の組合長さんがしきりにこの漁業用水のことをおっしゃっていて、川から海へ流れる養分が堰によってせき止められて、漁業資源に実

際に影響で出てきているというお話をされてきました。そういうことはこれまで、もしくは今後、議論をしていく流れの中にあるのでしょうか。

河川管理者 先程、28ページの16のところ、現在の工事实施計画の中での流水の正常な機能の維持に関する流量というのが、かんがい期おおむね $10\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $8\text{m}^3/\text{s}$ と書いております。これにつきましては、揖保川の中でのいろいろな水利用と、揖保川の川の中でのいろいろな生物とか環境を考えた維持流量ということで設定されています。必ずしも海に行く流量は設定されておられません。それは、一般的に河川の場合はほとんどそういう設定になっております。これは、実は先程、現在の流況のところでも申し上げましたが、 $10\text{m}^3/\text{s}$ という水が現在あるかと言えば、それはないのです。現在、先程、揖保川の龍野地点でのグラフが47ページの51にありましたが、これは濁水流量では $4\text{m}^3/\text{s}$ くらいしかないということで、現時点でも、川自身にとっても非常に水が少ない状況です。昔の工事实施基本計画の中では、ダムをつくって、それは治水上のダムもありますが、併せてこういう確保も必要だということで、検討することになっています。

それから、漁業用水という議論は、現在の河川の中ではそこまでは議論されていませんが、そういう意見があることは承知しております。

6 . その他

中元委員 今日傍聴の方も何人かおられますので、傍聴者からご意見を1～2、伺いたいと思います。どなたかありませんか。ご住所、お名前を差し支えなければおっしゃってください。

傍聴者 網干の河盛史郎と申します。明日を語る西姫路住民懇談会というまちづくりの会で、この2月に網干余部のまちづくりのアンケートを取りまして、その中で揖保川の問題についてもご意見をいろいろ聞きましたので、少し発言したいと思います。

実は、このアンケートの中で非常に特徴的だったのは、揖保川についての意見として、河川敷の利用ということに圧倒的に意見が集中しているのです。昔は川の水との関係があったのではないかと思うのですが、昔の人の意見では、河口付近でも泳げたとか、漁協の人に聞くと、揖保川の河口では貝が14種類採れたということです。これは赤穂から加古川までのどの漁協よりも貝の種類が多かったということで、揖保川というのはそういう非常に豊かな川だったということです。しかし、今はもう川の水との親しみが減っているのではないかと感じるわけです。これは一時揖保川が汚染されたということから、住民が川の水に親しむこと

がなくなってきたのではないかと思います。そういう点では、今、川の水がよくなり、今回の整備計画の中でも自然環境の問題がテーマになっているという点では、もう少し川の水の方にも住民が親しめるような方向で見ていくべきではないかと思います。

それで、先程、事前の住民の意見の反映の問題がありましたが、できれば現地で一緒に住民と考えるワークショップ方式などもぜひ取り入れていただければ、住民がそこへ参加しながらあらためて今の川の状況やどうすればいいかということと一緒に考えられるのではないかと思います。そういう点をご考慮いただきたいと思います。

中元委員 ありがとうございます。大変前向きな、積極的なご発言でしたが、前半の河川敷の利用等については、何かお考えはありますか。それは意見をお聞きしておくということでもよろしいですか。わかりました。大変貴重なご意見ですので、おそらくこの会議の中でも、ほかの分科会でも話題になる、あるいは検討課題になるテーマではないかと思っていますので、ご意見を重く受け止めておきたいと思っています。

ほかにございますか。ないようでしたら、このあたりで分科会を終わりにしたいと思います。

庶務 次回、どういった審議をされるかということと、庶務としてどのような準備をすればいいかということをお願いいたします。資料など用意するものによって、若干日数的なものが必要かどうかということもございますので、次回の議題と、それに合わせて候補日を決めていただければと思います。

中元委員 日程についてはこれまで庶務からFAXをいただいて、都合のいい日を×を入れて出していたわけですが、5人ですからこの場で決めてもいいかなという気もしています。日程は1か月くらい先ですか。

庶務 ただいま1月、2月の委員の皆さんのご予定を一覧表にしたものをお配りしています。今、お配りした紙のハッチングしている部分が、5人の皆様が今のところご出席できるとなっている日です。1月で4日、2月ですと6日あります。

中元委員 1月なら20日、27日、28日、30日。何を準備するか中身によりますね。今日の場合はフォーラム等をどうするかということが話の中心になったわけです。ニュースレターについては、庶務の方で今日の結果を受けてリニューアルしていただくということでもいいですね。あと、検討しなければいけないのは、シンポジウム、フォーラム、公聴会を開くにあたっての人選といたしますか、どういう方面からどういうかたちでやるのか、場所をどこにするのかというようなことですね。

庶務 先程のご議論の内容からしますと、先に公聴会等を原案の前に行って、原案が出てからシンポジウム等ということでした。公聴会など、先程、傍聴のご意見などもありましたので、そういうことも含めまして、庶務の方で素案みたいなものをお作りしたうえでご審議いただくかたちにしましょうか。

中元委員 そうですね。公聴会をするか、ワークショップ的なものをするか、そういうものも含めていくつかの案を作っていて、それを叩き台にして、次のフォーラムなり公聴会を開催する。その方向に向けて準備を進めていくということでしょうか。

進藤委員 あまりのんびりはしてもらえないような感じがします。

中元委員 ということは、早めの方がいいということですね。

和崎委員 20日でも遅いくらいです。

中元委員 そうですね。では次回はそういう意見の集約の方法について具体的な方向が決まったわけですから、その素案を出していただいて、それに対してどういうふうなかたちでやっていくかということを中心に検討していくということによろしいですね。

ついでに、ニュースレターなどについてですが、これはいつできるのですか。

庶務 本日、午後から地域社会分科会がございますので、3つの分科会が終わります。第1回分科会につきましては3分科会まとめてニュースレターの案を作成させていただきます。それと、先程の件で、できましたら公聴会等のやり方について委員の皆様からリクエストがございましたら、庶務あてにご意見をいただければと思います。それを集約しまして、たたき台を作成させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中元委員 これはもちろん情報交流分科会のテーマでもありますが、ほかの分科会も絡んできますから、あと2つの分科会の人たちのお考え、あるいは人選等も含めて検討していただいた方がいいのではないかと思います。

進藤委員 あと、いつまでに意見を表明すればいいのでしょうか。

庶務 次回の分科会の日によってですが、若干の日数があればと思います。

中元委員 では20日でどうですか。それによろしいですね。ちょっとばたばたしますが。

庶務 20日でしたら、できれば今月中か、1月明けてすぐに皆さんからご意見をいただければなんとか資料をお作りできると思います。

中元委員 もう1週間ずらして27日ぎりぎりというものもありますが、庶務としては1週間でも遅い方が作業はしやすいのですか。

庶務 20名の皆さんからご意見をいただくとしたら、かなり時間的にばらつきがあります。

中元委員 では27日ということはどうですか。(委員賛同)
では27日にします。場所その他はまたあとで連絡していただくということですね。

7 . 閉会

中元委員 ということ、時間は相当過ぎました。これで閉会としたいと思いません。

庶務 それでは時間は若干延びましたが、これにて第1回の情報交流分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。